**高卒求人申込みに係るチェックリスト**

**令和６年６月１日版**

**ハローワーク府中**

**＜採用決定（充足）以外の理由による高卒求人票の取り下げの禁止＞**

　高卒求人票の公開期間は７／１～翌年６／３０までとなり、その公開期間中は「採用決定（充足）以外の理由」による取り下げ、求人数の削減は禁止であること。

　今回の申込みは高卒「専用枠」を確保したうえでの申込みであること。また、大卒者や中途採用等での採用を理由による取り下げ、求人数の削減はできないこと。

**＜内定取り消しの防止＞**

　内定取消しは、生徒及びその家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体に対しても大きな不安を与えるものであることを認識し、そのようなことがないよう適正な採用計画を立てたうえでの申込みであること。また、内定取り消し防止に係る事業主の努力義務等の関係法令等を全て理解していること。

**＜求人申込＞**

　各種法令（労働基準法、最低賃金法等）に沿った内容の求人であること。

　青少年雇用情報について、必ず１項目以上掲載があること。

**＜求人活動のルールについて＞**

　求人活動（学校訪問等）は、求人票公開日である７月１日からであること。

　求人活動には「ハローワークの受理印がある求人票」を必ず使用すること。

　学校訪問は、必ず各校担当者に事前に連絡を入れて日時を調整してから行うこと。

　その他、「東京都高等学校就職問題検討会議」の申し合わせに記載の求人活動のルールを全て理解したうえでの申込みであること。

**＜応募前職場見学・企業説明会での注意事項について＞**

　夏休み期間中など生徒の学事日程に支障がないよう配慮して実施すること。

　参加の有無を採否の判断基準に含めないこと。

　「職場見学のお願い・職場見学確認書」以外の書類の提出は求めないこと。

　アンケートや感想文と称し、本人の就職活動状況を聴取するなど、採用選考に繋がると捉えられる個人情報の収集・質問等は禁止であること。

**＜選考について（早期選考の禁止）＞**

　推薦開始（教員から書類が届くこと）は９月５日以降であること。

　選考開始は９月１６日以降であり、書類が届いても早期選考は禁止であること。

　インターネットを経由しての適性検査の実施等も９月１６日以降に行うこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒裏面に続く

**＜選考内容・質問等について＞**

　応募書類は「全国高等学校統一用紙」である履歴書と調査書のみであり、それら以外の書類を求めてはいけないこと。

　求人票に記載のない適性検査等の実施は禁止であること。また、適性検査を実施する際にはその必要性を十分に検討し、目的に沿って実施すること。

　本人の能力と適性に関係ない質問事項は禁止であり、採否基準ともしないこと。

　冊子「採用と人権２０２４」１００ページ「採用選考時に配慮すべき事項の１４項目」を全て理解していること。

　選考後は極力７日以内に結果を通知すること。

**＜内定後の手続き等＞**

　「就職承諾書」以外の書類の提出を求めないこと

　（入社後の提出でも、使用目的を十分に説明のうえ提示を求め、使用後は速やかに返却すること。）

　内定者が出た際は、毎月末毎にハローワークに「新規高卒者採用内定状況報告書」を

提出すること。また、公開中の求人票が完全に充足するまで提出すること。

　内定後の生徒との連絡、入社案内資料の送付等について、在学中は学校を窓口とすること。

**＜就業開始の期日・「卒業前実習・教育・研修等」の実施時期について＞**

　就業開始可能日（入社日）は「卒業日の翌日以降」となること。

　実習・教育・研修等は入社日以後に事業主の指揮命令下で行うこと。

**＜その他＞**

　労働契約締結時に雇用契約書、労働条件通知書等で労働条件を書面で明示すること。

　本チェックリストの全項目を事業所内の採用選考に関わる全員が理解していること。

　求人申し込み説明会不参加の場合は、東京労働局ホームページ上の「高校生の採用選考及び公正な採用と選考に係る解説動画」を視聴済みであること。

上記全ての項目を採用選考に関わる全員が理解、承知したうえで高卒求人を申し込みます。

令和６年　月　　日

適用事業所番号

事業所名及び事業主名

担当者名（役職含む）

電話